

「すだちくんコンセント」認定制度取扱要領

1 目的

この要領は、「すだちくんコンセント」認定制度実施要綱（以下「実施要綱」という）第9条に基づき、「すだちくんコンセント」及び「すだちくんコンセント付随設備」の認定手続き等について、必要な事項を定める。

2 事業概要

(1) 対象事業者

実施要綱第3条のとおり。

(2) 対象発電施設

実施要綱第2条 第1号で定義されるものであり、認定申請時には稼働済みのものとする。

(3) 対象設備

実施要綱第2条 第2号で定義される災害時（停電用）コンセントのことという。なお、認定の申請にあたっては、既に対象設備の整備が完了しているものとする。

(4) 標識・ステッカー

○実施要綱第2条 第4号及び5号で定義されるものであり、実施要綱第6条に基づき対象事業者に支給を行う（別添1参照）。

○「すだちくんコンセント」を所有する事業者にて、支給する標識とは異なるサイズの標識を作成しても差し支えない。ただし、その場合は事前に県に許可を得ることとし、作成に係る費用は事業者の自己負担とすること。作成した標識及びステッカーは「すだちくんコンセント」近辺の見えやすい箇所に掲示すること。また、県による普及啓発（写真撮影、県HPへの掲載等）に協力すること。

3 事業の流れ

別添2のとおり。

4 認定申請

(1) 提出書類

実施要綱第4条のとおり。なお、提出書類は返却しないので留意すること。

申請受付後、内容等について申請者又は担当者に電話又は面談による確認や、追加説明資料の提出を求める場合がある。

(2) 提出方法

郵送、持参あるいはメール

(3) 提出先

○郵送、持参の場合

・「7 問い合わせ先」に記載の宛先に提出すること。

○メール添付の場合

- ・「7 問い合わせ先」に記載のメールアドレスに必要ファイルを添付すること。
- ・「すだちくんコンセント」の文言を含んだ件名で送付すること。
- ・メール送付後に必ず「お問い合わせ」に記載の電話番号に一報入れること。

5 認定

提出書類の内容及び現地調査により、認定申請の内容が実施要綱の目的に適合するものであると認めたときは、認定を決定し、事業者に通知するとともに、標識及びステッカーの送付を行う。

6 その他

- (1) 認定申請は随時受け付けるが、事業者は、認定申請書の提出までに対象発電施設を稼働させ、対象設備の整備を完了しておく必要がある。
- (2) 提出書類の審査、現地調査等の手続きは、原則として先着順で実施する。
- (3) 実施要綱は必ず確認すること。

7 問い合わせ先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県 生活環境部 サステナブル社会推進課 脱炭素推進室
TEL : 088-621-2209
FAX : 088-621-2845
メールアドレス : datsutanso@pref.tokushima.lg.jp